

編集・発行
 (株)農林中金総合研究所基礎研究部
 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3
 TEL. 03-3243-7331
 FAX. 03-3246-1984
 URL : http://www.nochuri.co.jp
 E-mail : kaneko@nochuri.co.jp

調査と情報

JR東日本グループは米国で製造した「弁当」を輸入し、七月中旬から各駅で販売している。これには、農業団体も「一〇一万ヘクタールに及ぶ過去最大の生産調整に取り組み、不要なMA米まで輸入している中で、食糧自給率の向上どころか国民の食と日本農業を脅かす」と、一斉に抗議した。これは当然のことと思うが、どうも迫力に欠ける。JR側が「国内では有機米の量が確保できない。有機栽培の米や野菜等を求めると米国に行き着いた」とし、「安全」という消費者ニーズを錦の御旗にしているのに対し、農業団体では、いまだ有機農業を農業振興の中心課題として位置付けるには至っていないからである。加えて、食生活問題への関心も弱い。

「地産地消」の取り組みに学校給食の視点を 「Obento」輸入が教えること

JR側は、「一日一万食の販売量なので量的に影響を与えることはない」としているが、食の外部化や簡便化が進む中で、今や、弁当は売れ筋商品である。そして、「味は馴れ」の論理と「子供と若者をターゲット」に展開してきたファーストフード戦略の今日の隆盛を見ると、「弁当」も侮れない。

従って、農業団体としては、安全な農産物づくりと、「安全」だけに惑わされない「自覚的消費者」を広げるための一層の努力が必要となっており、その意味で、日常的に消費者と接する地産地消の取り組みが果たす役割は大きい。とりわけ学校給食への食材（農畜産物、農産加工品など）供給は重要になっている。それは、地元農産物を利用し

生産現場と結びついた学校給食は、次代を担う子供たちへの絶好の食農教育機会となるからである。

最近では、行政等が学校給食への地元農産物供給を奨励していることもあり、徐々に取り組みは進展しているものの、栄養士等が直接農協に働きかけても、「手間がかかる」「品揃えが難しい」「価格が折り合わない」等を理由に実現に至らないことが、まだ少なくない。

そのために、かつて学校給食を取材した朝日新聞の記者が、「地元で作ったものを地元で食べる、かつては当たり前だったことが、いまでは、山里でも珍しいことになってしまった。市場へ出荷するトラックと給食材料を積んだ業者や給食会のトラックが、

全国各地の山道で毎朝のようにすれ違っている」と語った状況はさほど変わっていないと言える。

そこで期待したいのがこのところ全国的な広がりを見せている直売所である。「地産地消」を目的としていても、そこに地域の食や学校給食の視点を組み込んでいる事例は多くはないが、多品目生産の実績をもつ直売所は多様な食材を必要とする学校給食に供給しやすいはずである。

外国から「安全」で「安い」食べ物押し寄せられている今、それを超える価値を提起することが地域農業振興にとって必要となっており、学校給食への地元農産物供給をその中心に位置付けていくことが望まれる。(副主任研究員 根岸 久子)

今月のテーマ：中山間地域農業存続の条件

「地産地消」の取り組みに学校給食の視点を ...	1	ぶっくレビュー『中山間地域等への直接支払いと環境保全』...	9
中山間地域等直接支払制度の課題.....	2	あざみち.....	10
森林・林業基本法の制定と林政における今後の課題 ...	3~4	虹のかけ橋.....	11
食品製造業の原料調達と日本農業	5~6	統計の眼「原料に対する国産志向が強い食品製造業」...	12
中山間地域農業・社会の課題と展望 ...	7~8	編集後記.....	12

中山間地域等直接支払制度の課題

寄稿

東京大学大学院 農学生命科学研究科
助教授 小田切 徳美

中山間地域等直接支払制度が本格的に動き始めた。

周知のように、本制度は昨年度(二〇〇〇年度)よりスタートしていた。しかし、初年度は推進期間が短かったこともあり、形式だけを整えたいわゆる「とりあえず協定」も少なくなかった。そうした協定に「魂」を入れる推進活動を含めて、多くの地域では実質的には今年度が、取り組みの本番と言えよう。

そのため本制度の実践的な評価には、いままじし時間が必要であろう。ただし以下の点は、どの地域でも共通に指摘できると思われる。



それは、集落や地域レベルで、地域社会の将来展望を描いた話し合い活動が始まっていることである。しばしば指摘されているように、中山間地域では、集落で話し合いの場面自体が空洞化していた傾向は確かに存在していた。しかし、本制度を通じて、地域住民が、再び自らの地域の将来像を語り始めている。

そうした動きは、地味ながらも、中山間地域における今後のあらゆる取り組みの基

盤を構築する可能性があるものとして、前向きに評価されるべきものであろう。

そして、こうした動きの裏返しとして、本制度の課題の一部も見え始めている。集落協定の締結へ向けた話し合いの場も設定できず、本制度に取り組むことができない集落や地域が確実に残っていることである。山口県集落データを素材とした筆者の分析によっても、やはり農家世帯

員の高齢化が進んだ集落で、協定の締結状況が著しく停滞している。また、協定の締結の割合は、集落規模とも関連することもある。戸数、農地面積、人口等の集落の大小を表すどの指標をとっても、零細規模の集落では締結状況が悪い。こうした戸数規模が零細で、かつ高齢化が進んだ集落は、従来からも「限界集落」と表現され、地域活力の著しい低下が指摘されていた。

つまり、中山間地域の条件不利性を補正することを目的とする本制度が、「限界集落」をひとつの極として、中山間地内部の地域間格差を、図らずも拡大する可能性が

ある。ある県の担当者は、「この制度さえも導入できなかった集落の住民からは『切り札』にも乗ることができなかったという絶望感が感じられる」と、それをリアルに指摘している。

しかし、これは本制度が、「地方裁量主義」を採用し、集落の内発的エネルギーを制度設計の基礎に置いていることから、半ば必然的に生まれてきたものである。したがって、その早急な対応が組織的に求められている。

制度導入期の今までは、困難だったであろうが、今後は「限界集落」に重点を置き、地域住民の「内発性」を呼び起こすような外部からの働きかけが要請されている。特に、集落内の地域リーダーが欠落している場合には、その機能のすべてを代替できないとしても、外部マネージャーの役割が重要となる。

それに加えて、この問題の対応には、最終的には国土政策・農村政策において、最終的には国土政策である「限界集落」の位置づけが不可欠であろう。その維持や再編のあり方、そこでの公共投資のあり方をはじめとする「グランドデザイン」の構築が、今こそ求められている。

それは、現在の「構造改革路線」とその一環として急速に進む市町村合併の動きの中で、「限界集落」のみならず、中山間地域の存在を等閑視させないためにも、必要な対応に他ならない。

調査・研究ノート

森林・林業基本法の制定と林政における今後の課題

去る六月二九日、第一五一国会にて、戦

後日本の森林・林業政策に大きな影響を与えてきた林業基本法が改正され、森林・林業基本法が可決・成立した。今回の改正では何がどのように変わり、今後の森林・林業政策では何が課題となるのだろうか。以下、私見を含めて若干の整理を行った。

一、基本法の改正経緯と森林・林業基本法の特徴

基本法の改正経緯について述べる前に、林業基本法について簡単に整理しておこう。林業基本法は、一九五〇年代後半頃の木材需要の増大やそれに伴う木材価格の高騰、また、経済成長による農工間格差等を背景に六四年に制定された。そのため、同法は林業生産の増大と林業従事者の地位向上を目標に掲げ、林業経営の規模拡大や林産物の供給安定、さらに流通の合理化や近代的林業経営者の養成等を進めてきた。

しかし、周知のように、国内林業の構造改善は余り進まず、特に八〇年代後半には円高基調の下で安い外材に押され、国内林業の採算性は著しく悪化した。

一方、環境問題に対する関心の高まりや価値観の多様化等から、近年、森林に対し

る要望は変化し、国土保全や水源かん養、

あるいは憩いの場としての機能が以前より重要視されるようになった。このほか、国際的な潮流である「持続可能な森林経営・管理」に対する取組みも必要となっていた。

このように、森林・林業を取り巻く環境は六〇年前後と現在では大きく異なり、従来型の構造政策が立ち行かなくなっていたことが、今回の改正の最も大きな要因と位置付けられる。

では、今回の改正では何が大きく変わったのだろうか。端的に言えば、「林業生産重視から森林の多面的機能重視」に政策軸が移ったことがあげられる。ここで示される森林の多面的機能とは、森林・林業基本法第二条にあるように、「国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能」が含まれている。

森林が持つ様々な機能、とりわけ水源かん養や土砂流出防止等公益性の高い機能については、一〇〇年以上前に保安林制度が確立されたことから明らかなように、古くからその重要性は認識されていた。しかし、林業基本法の下では木材生産機能の発揮に

特化した政策が行われ、その他の機能の発揮に主眼を置いた政策はほとんど行われてこなかった。それが、今回の改正では多面的機能の発揮が目標となり、林業はその目標を達成するための一つの手段として位置付けられたのである。

では、今後、森林の多面的機能の発揮を目的とした政策では、どのような課題があるのだろうか。

二、林政における今後の課題

今後の林政において、まず課題としてあげられるのは、多面的機能の発揮をだれがどのようにして実行していくのかという問題である。

森林・林業基本法の条文には、国及び地方公共団体はもちろんのこと、森林所有者に対しても、「森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるように努めなければならない」（第九条）とその責務を定めている。こうした「森林所有者の責務」の実行には、既に国有林で進められているゾーニング（＝機能区分）がその手法として用意されている。具体的には、国有林が九七年の事業改革から進めているように、優先する機能によって森林を区分し、各々のゾーンに応じた施策を行うというものである。

しかし、実際には、家産的所有や木材生産を目的に所有されていることが多い私有林において、水土保持機能やレクリエーシ

ヨソ機能を最優先した経営を實行させることは現状では難しいと言えるだろう。つまり、ゾーニングされた森林で有効な施策ができるかどうか心もとない状況にある。日本の森林面積の約六割を占める私有林において、こうした現実とのギャップをどのように埋めていくのかは、今後の林政の大きな課題となるだろう。

このほか課題としてあげられるのは、担い手問題である。担い手問題は、林業基本法の制定時にも議論の焦点となつた事項であるが、今回の改正では、特定の組織や個人への林業経営の集約化・効率化が示された。こうした方向性は、法改正に向けて行われた「森林・林業・木材産業基本政策検討会」(一九九五年五月七月)や林政審議会(二〇〇〇年七月)等で明確に示されている。例えば、林政審議会の答申「新たな林政の展開方向」では、「…個々の森林所有者は自ら林業を営むとの前提に立つて森林所有者を支援していくという考えから、林業経営意欲を有するものを中心に林業生産活動を維持し、森林の適正な管理を推進するという考え方に転換することが必要である」と集約化・効率化が明記されている。

しかし、実際には、これまでの林業不況下でもなんとか踏みとどまってきた森林所有者や組織でさえも九〇年代末以降行き詰まっている中で、今後、集約化・効率化を担える者がどれだけ存在するのかという問

題に直面する。翻って考えれば、多くの森林所有者が「林業ばなれ」となっている中で、集約的・効率的な林業経営の担い手となる個人や組織が今後どのような条件で存続するのかについて、再検討する余地があるだろう。

また、多くの所有者が森林に関心を示さないまま、林業経営の集約化・効率化を行うことが本当に有効な施策となるのか、言い換えれば、多くの所有者を巻き込んだ政策が実現されて、初めて国民参加の森林・林業政策が可能となるのではないのかという疑問が浮かぶ。つまり、森林所有者を今後の政策にどのように巻き込んでいくのかは、やはり重要な課題であると考ええる。

最後に、今回の改正のもう一つの注目点と言われた「林業版の直接支払い」については、当初、造林補助金等既存の補助制度との兼ね合いや林業には条件不利地域とそうでない地域という考えは成り立たない等の理由により、今回の改正では取り扱わないと言われてきた。しかし、森林・林業基本法では、直接支払いを示唆すると言われる条項が盛り込まれた。具体的には、第一・二条二項の「…国は森林所有者等による計画的かつ一体的な森林の施策の実施が特に重要であることにかんがみ、その実施に不可欠な森林の現況の調査その他の地域における活動を確保するための支援を行うものとする」と記された箇所であり、来年度には直接支払いに関わる施策のための予算が

設けられると言われている。しかし、これまで林業・森林を軸とした直接支払いについて十分な議論が行われてきたとは言いがたく、また条文からはどのような形の「直接支払い」制度となるのか判断し難い。

三・むすびにかえて

今回の改正では、「森林は環境的資源が、それとも経済的資源か」という二者択一の問題設定は避けられ、森林が本来持っている多様な機能の重要性が再確認された。そして、林業を森林が持つ多面的機能の発揮のための重要な手段として位置付け、その振興を図ることが決まった。

しかし、条文ではなぜあるいは何のために森林の多面的機能を発揮させるのかという問いかけに対しては、「…国民生活及び国民経済の安定に欠くことができないものであることにかんがみ…」(第二条)という紋切り型の文章が記されているだけである。

本来、今回の改正で示された「森林の多面的機能の発揮」には、社会全体が進めなくてはいけない「循環型社会への転換」との関わりがあるだろう。つまり、循環型社会に不可欠な再生可能な資源である木材を供給している林業の存在意義や役割・責務について、今回の改正で明記する必要があるだろう。循環型社会を実現するために森林の多面的機能の発揮は重要であり、さらに林業はその手段として有効であると考え

(栗栖祐子)

調査・研究紹介

食品製造業の原料調達と日本農業

農産物の大部分は食品製造業、外食産業を通して消費者のもとに届いており、日本農業を考えるうえで食品産業まで含めて検討することが必要になってきている。円高、輸入自由化等により近年食品産業の輸入原料比率が増大しており、農水省の計算では輸入原料比率は四六％（九五年度、金額ベース）になっている。本稿では、当総研が食品産業センターの委託により実施した食品製造業の原料調達に関するアンケート調査の結果を紹介する（二〇〇〇年十二月実施、調査対象一四二社、回答三五八社）。

一、国産原料と輸入原料

アンケート調査によると、五年前に比べて国産原料比率が大きく減少している業種は、肉製品製造業、野菜・果実缶詰製造業、漬物製造業、あん製造業、冷凍食品製造業、清涼飲料製造業であり、増加している業種は味噌製造業、小麦粉製造業、豆腐・油揚げ製造業である。国産比率が減少している原料農産物は、肉類、野菜、果実等であり、国産比率が増加している農産物は米の生産調整の拡大によって生産量が増加した小麦、大豆である。

国産原料の減少要因として、価格が高

図1 国産原料比率減少要因

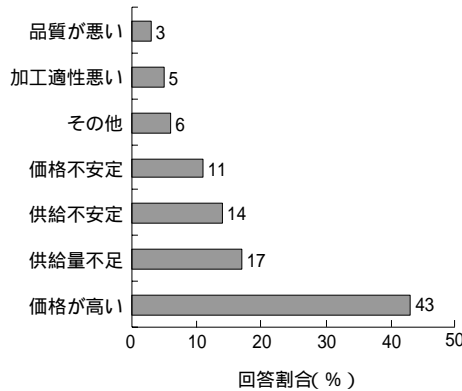
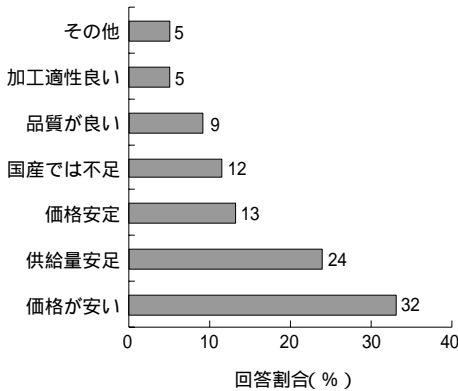


図2 輸入原料比率増加要因



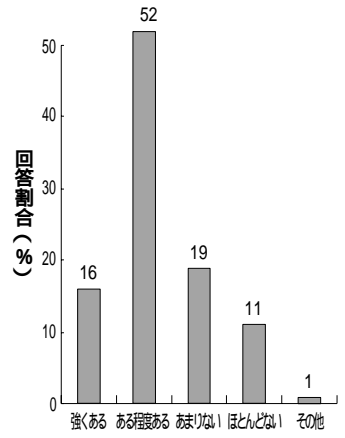
い、供給量不足、供給不安定、価格不安定、あげられており、輸入原料の増加要因として、価格が安い、供給量安定、価格安定、国産では不足、と国産原料減少とは全く反対の理由があげられている。また、国産原料を使う理由としては、品質が良い、安全性、供給力安定、があげられている（図1、図2）。今後については、現状程度の国産原料比率とする回答が六割を占めているが、国産比率減少（一六％）が国産比率増加（一〇％）より多く、今後も国産原料比率の低下が見込まれる。

また、内外価格差の拡大、国内農業保護のための輸入規制により、加糖調製品、小麦粉調製品、粉乳調製品、米粉調製品等の調製品の輸入が増加しており、特に、パン製造業、菓子製造業では輸入調製品を使っている企業の割合が高い。

二、消費者の国産志向

「自社の製品に対して消費者の国産志向はあると思うか」という問いに対しては、国産志向が「強くある」が一六％、「ある程度ある」が五二％で、この二つを合わせると六八％に達する。一方、国産志向が「あまりない」は一九％、「ほとんどない」は一％で、この二つを合わせても三〇％にすぎず、食品製造業の多くは消費者には国産志向があると認識していることがわかる（図3）。国産志向があると回答した業種は、味噌製造業、冷凍食品、あん製造業、豆腐・

図3 国産志向

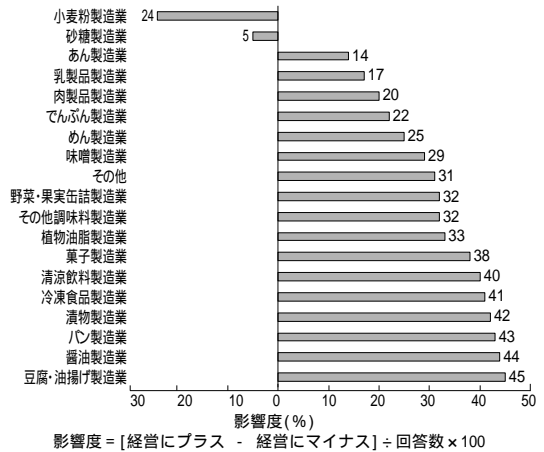


油揚げ製造業、肉製品製造業、その他調味料製造業、めん製造業であり、国産志向がないと回答した業種は、砂糖製造業、植物油製造業、でんぷん製造業、清涼飲料製造業、小麦粉製造業で、一般に素材型製造業は国産志向が弱いと回答している(より詳細な分析については最終ページの統計の眼を参照)。

三. 円高・輸入自由化の影響

八〇年代以降進んだ円高の影響については、ほとんどの業種で経営にプラスに働いたと回答しており、マイナスになったという回答が多かったのは小麦粉製造業、砂糖製造業だけである(図4)。プラスになったのは、輸入物価が低下し食品製造業の原料コストを引き下げたためであり、小麦粉製造業、砂糖製造業の場合は、円高によって国産品と競合する調製品輸入が増大したためマイナスになったと考えられる。また、アンケート結果によると、企業規模が大きい経営体ほどプラスに働いたとする回答が多かった。輸入自由化の経営に対する影響について

図4 円高の影響

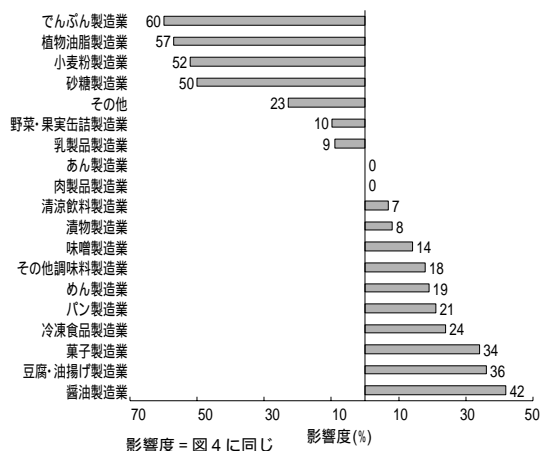


は、プラスとマイナスが分かれている。マイナスの影響が大きかったとしているのは、でんぷん製造業、植物油製造業、小麦粉製造業、砂糖製造業、野菜・果実缶詰製造業、乳製品製造業で、国内農業保護のための制度がある素材型業種が多く、輸入自由化により競合する製品や調製品の輸入が増加したことが主因である。一方、プラスの影響が大きかったと回答している業種は、めん製造業、パン製造業、冷凍食品製造業、菓子製造業、豆腐・油揚げ製造業、醤油製造業であり、輸入原料価格が低下したためであると考えられる(図5)。

四. 日本農業・農政の課題

このように、食品製造業は消費者には国

図5 輸入自由化の影響



産志向があることを認識しており、国産原料の品質の良さ、安全性の高さを理解しながらも、輸入原料比率を高めてきている。そして、八〇年代以降の円高、輸入自由化は、全体として食品製造業の経営にとってプラスに働いたことがわかる。内外価格差のある現状では、輸入原料への依存度が高まる動きは止めようもなく、今後もし進んでいく可能性が高い。

日本農業としては、国産原料に対する消費者、食品産業の期待に応えるためコスト削減、経営基盤の強化に努力していく必要があるが、その努力にも限度があり、農業政策として輸入のコントロールと国産原料振興を行っていくことが求められる。(清水徹朗)

現地ルポルタージュ

中山間地域農業・社会の課題と展望

広島県作木村の事例から

一、はじめに

中山間地域から農業・農村社会の衰退が顕在化している。このままでは、中山間地域の将来はどうなるのだろうか。昨年度から始まった中山間地域等直接支払制度や各地の行政・農協そして農村住民自身の取り組みは、農業・社会の衰退に対しどの程度抑止力を持っているのだろうか。あるいは、農業・社会の「変貌」が避けられないとすると、新しい農業・社会の将来像をどのように描いたらいいのだろうか。

以上のような問題意識を持って、去る八月上旬、高齢化と農業衰退が著しい広島県作木村を訪問した。以下はその報告である。

二、進む人口減少と高齢化・農業衰退

中国山地は、中山間地域の多くを抱える問題が早くから尖鋭に現われた地域である。中でも広島県北東部に位置し島根県境にある作木村は、棚田に囲まれた小集落が沢沿いに点在する典型的な山間地域で、交通の便や就業機会にも恵まれないため後継ぎ世代の村外流出が続き、人口減少と高齢化の進展が顕著である。一九五〇年に六、六三三人いた同村の人口は二〇〇〇年には一、〇一三人へと三分の一以下に減少した。現

在高齢化率は四三%で、県下一、二を争っている。

こうした人口構造の脆弱化に伴って、農業衰退も著しい。八五年に六〇三戸あった農家戸数は二〇〇〇年には四四五戸まで減少した。そのうち、単身農家世帯は五五戸で全体の一二%、世帯主が六五歳以上の二人(夫婦)世帯は一三二戸で三〇%に達している。農家の減少と高齢化の進展にもとない、総経営耕地面積は八五年の三四八haから二〇〇〇年の二三四haへと十五年間で三三%減っている。

三、直接支払制度の成果と限界

それでは、昨年度から始まった中山間地域等直接支払制度は、こうした農業衰退にどの程度歯止めをかけられるのだろうか。

確かに比較的若いリーダーがいる集落の中には、村が行う他の補助事業と直接支払制度を結びつけて高齢者でも作れる転作物(タラの芽、タデ等)を導入し、集落の集会所にも活用できる集荷所を作ろうとしているところもある。高齢者による農業活性化と集落活力の増進に活かそうと積極的に直接支払制度を活用している例である。

しかし、こうした集落は少なく、村内に

ある八四の集落のうち、制度施行一年目の昨年度に集落協定を結んだのは二四集落にすぎない。協定面積は合計で八八・五ha(うち水田八六・八ha)、参加戸数は一四三戸となっている。集落数、経営耕地面積、農家戸数に対する集落協定のカバー率は、それぞれ順に二九%、三八%、三二%である。同村の全農地が直接支払制度の対象となっているわけではないので、実際の達成率はこの数値より高いはずだし、今年度は協定締結集落が増増したというから、この制度が一定の効果をもっていることは確かだといえよう。とはいえ、協定締結がはかばかしくなかったのも事実である。

同村の役場の担当者は、集落協定の締結が進まなかった第一の理由として、集落のリーダーの不在を挙げている。その最大の原因はおそらく高齢化が進んでいることだろう。同村の資料によると、集落協定の締結に限らず、少子・高齢化によって、葬儀等の互助や道路の草刈など、集落機能の低下が著しくなっている。高齢化による集落機能の低下がリーダー不在を生み、集落協定の締結を困難にしたと考えられる。

作木村で集落協定がなかなか進んでいない他の理由として、農業環境の悪化が挙げられる。農業環境の悪化は、生産調整割当ての拡大と米価の低下に表れている。同村の生産調整の達成率は一一〇%と高いが、転作は約三割(飼料作物が主)にすぎず、

五、六割は耕作放棄と潰廃である。農業環境の悪化は、農業経営や農地保全に対する意欲を失わせ、集落協定締結の阻害要因となっている。

四、農地保全のための地域の取り組み

こうした農業生産の足腰の脆弱化に対抗するため、地域住民や行政・農協の取り組みも行われている。しかしそれでも農業衰退の動きを食い止めるにはいたらぬのが現実のようである。農地を流動化し安定的な経営体の下で効率的な活用を図るにも、圃場整備率は四〇〜四五%程度にすぎず、整備済みの農地も小規模で草刈などに手間のかかる棚田である。圃場整備されていない農地は当然のこと、整備済みの農地でさえ借り手を探すのは困難である。村の調査によると、農家の貸し出し希望農地面積は借り入れ希望面積を大きく上回っている。村内の最大規模の農家は現在二丁二・五ha規模で、村の「経営・生産対策推進会議」によれば今後もしばしば三ha規模の農家が想定されているにすぎない。昨今の米価の低落は、稲作の意欲を減退させており、大規模農家による遊休農地の集積を一層困難にしたといえよう。

このように、農地保全に対する農家自身の取り組みには限界がある。そこで同村では、村と農協そして森林組合の出捐により、「(財)作木村ふるさと振興公社」が四年前(平成九年)に設立された。同公社の中心的

な機能は、高齢農家などから田植えや稲刈りなど稲作の作業を受託することである。現在の受託量は耕起が二ha、田植えが三丁四ha、稲刈りが六haほどで、増加しているという。

弱体化した農業基盤のサポート役として、公社の役割は今後ますます大きくなると予想される。しかし、それが農業衰退の最終的な防波堤になると期待することは難しい。公社が作業受託する田は(基本的に)「作業機械の出入り可能」な田(圃場整備済みの田)に限られている。また、畦畔の草刈や水管理まで含めた全面経営受託をすれば現在の米価では赤字になってしまう。そのため、農家が草刈や水管理を自分でできなくなれば、公社は農作業の受託をやめざるをえない。農地の引き受け手がほかにいない現状では、この時点で農地は耕作放棄される可能性が高い。

「最終的には作木村の経営耕地はどの程度まで減ると思うか」という筆者の問いに、役場の担当者は「現在の半分程度ではないか」と答えている。現在のそれが二三四haとすれば二二〇ha程度が最終的な防衛ラインで、それは八五年の経営耕地面積と比べると約七割減ということになる。そこまで農地が減少することを完全に防ぐ手立ては直接支払制度も含めて今のところ存在していない。その防衛ラインでさえ、今後の米価の動向によっては守りきれぬ保証はない。

五、山間地域農業・社会の将来像は?

そうだとすると、今後の課題はこうした現実を受け入れた上で、どのように中山間地域の新たな将来像を描き実現していくかである。筆者の作木村訪問に際し、村長の増田和俊氏から、「定住」をキーワードとした作木村の将来像を伺うことができた。道路や住宅環境など基本的なインフラを整備し、地方都市(三次市)への通勤圏として若者(村外からの流入組も含め)の定住を可能とする。加えて、一旦都会へ流出した人々がリタイアしたときに故郷に戻れるような環境を整える。主にこうしたUターン組によって集落は維持され、農業もまた小規模ながら維持される、という村の将来像である。もちろん新規就農者等の受け入れも、積極的に行われるであろう。

作木村を管内にもつJA三次などでは、高齢者等による少量多品目生産をサポートするため、村内に農産物直売所を設置したり広島市にアンテナショップを作っている。こうした試みもその中に位置付けられるだろう。中山間地域の農業・社会が急速に衰退している今こそ、短期的・経済的視点からだけでなく、食料安全保障、高齢化社会の到来、農業・農村社会が持つ社会的・環境的価値等の視点から、中山間地域農業・社会の役割と将来像を明確にしその実現のために更に踏み込んだ取り組みが求められているといえよう。

(須田敏彦)

がぶくしょ

本書は中山間地域等直接支払制度を、環境への配慮を取り込んだ農業施策の総称としての農業環境政策の観点から、欧米各国の例を紹介しながら検討している。これからの農政は農業環境政策の比重が高まる方向にあり、今回の中山間地域等直接支払制度は、その具体的施策の端緒としてとらえることができるとしている。

農業環境政策は欧米ではすでに二〇年以上の実績があり、EUでは一九七五年の条件不利地域対策から始まり、八五年のEU規則七九七/八五第一九条の制定によって環境支払いが始まっている。九二年の共通農業政策(CAP)改革は、直接支払いによる所得補填を実施し、EU規則二〇七八/九二により農業環境プログラムと植林助成が、二〇八〇/九二により早期引退助成が定められた。ドイツ・バーデン・ヴュルテンベルク州の市場負担緩和と農耕景観のための所得補償(MEKA)やバイエルン州の農耕景観プログラム(KULAP)などがそのモデルとなったとされている。フランスの農業環境プログラムは、草地奨励金、有機農業への転換、投入量削減、ピ

『中山間地域等への』

直接支払いと環境保全

合田素行編著(家の光協会)

オトープ保全、火災リスク防止、水質保全などを含んでいる。

アメリカでは一九三〇年代から土壤浸食防止を目的とした土壤保全対策の歴史があり、八五年からは代表的な環境支払いである保全休耕プログラム(CRP)が実施されている。現在、CRPは一三五六万ヘクタール、二九万農場で実施されている。OECDによれば、直接支払いの対象領域は、構造調整、所得安定化、災害救済、最低所得補償、環境財の五つであり、環境財を供給する目的の直接支払いが環境支払いとさ

れている。

わが国でも、阿蘇草原の景観保全のために地元新聞社主催の基金造成や自治体による労賃や牧野使用料への補助、農林水産省と環境省による支援が行われてきた。稀少植物や観光資源の保護は畜産業だけでは困難になりつつある。三重県紀和町の棚田オーナー制度や石川県輪島市の棚田保全基金は農業生産によつて多面的機能の増進を図る点で中山間地域等直接支払いと共通する面があるとしている。

価格支持による農業経営体質強化機能が

衰えるなかで、欧米各国はさまざまな工夫でこの障害を乗り越えようとしており、本書のように、多面的機能の維持・発揮を包含する農業環境政策の拡大もその工夫の一つととらえることが可能かもしれない。しかし、アメリカのCRPにかかる年間支出は約一七億ドルで、環境保全対策費の約半分を占めているとはいえ、農務省予算全体の約二%にとどまっている。直接支払いだけでも二〇〇億ドルに達しているものであり、環境支払いよりも価格引き下げの代償としての所得支持や、所得の大幅減少に対する支払いなどのほうがウェイトは大きく、環境支払いは未だ非力という印象は否めない。また、EU委員会が「アジエンダ二〇〇〇」で環境支払いの受給上限設定を提案したことや、環境遵守事項である

クロス・コンプライアンスやモジュレーション(減額調整措置)によつて直接支払いに歯止めをかけようとする動きがあるように、農業環境政策の経営体質強化機能が今後順調に拡大していくのかという点についても危惧すべき面があるように考えられる。WTO協定など国際情勢の厳しさはあるものの、農業の多面的機能の発揮や食料自給率の向上を目的とした農業経営体質強化が支持される情勢になることを期待したい。

(二〇〇一年六月、二五一頁、一、八〇〇円)

(桜井慎悟)

あぜみち

川上村のこの夏はこれまでになく厳しい。前半はほかの野菜同様、「デフレ安値」に苦しんだ。七、八月の最盛期は、大干ばつと異常高温にお手上げだ。平均気温で平年を三度以上も上回る高温で畑という畑でレタスの抽だい(とう立ち)が見られ、灌水は枯渇寸前。たまに降る雨は集中豪雨型でわずかに残った作物を傷めつける。それでも相場はこれまでの異常気象時ほどには至らない。挨拶代わりに交わされる「えらい年だなぁ」という言葉には、「こんな年はそうそうない」という気持ちがあるのだが、これはほんの始まりに過ぎないのかもしれない。

高度経済成長長期に工業的ともいえる拡大をし続け、成功してきたこの産地では、時代の変化に伴う方向転換を真剣に考える危機はなかった。価格が低ければ出荷数を多くして補い、異常気象による瞬間的高値が「儲かる」幻想を支えてきた。午前二時には畑に煌煌とライトが灯り、人口五千人弱の村に延べ一万人を越えるアルバイトを投入して大量生産を追求し続けてきた。しかし、それもはや限界である。

グローバル化、デフレ時代の到来以前にも、小さな産地では生き残るための問題解決を迫られて、新しいやり方を試行錯誤し

てきた。「顧客満足」、「オリジナリティ」といった、ほかの産業ではとくに当たり前になっていたことのほかに、農業ならではの「体験型」、「地域密着」、「コミュニケーション」などの特色を作ってきたところが元気に見える。製造業からサービス業へ、これが今の時代の方向転換の主流であろう。しかし、大規模化してしまつた産地に、その方向への転換はありうるのか。サービス業型か、「レタス工場」として製造業型を極めるのか…。いずれにしてもその選択・転換の過程で、生産者は今までになく農業者であることや、一個人としての生き方を考えることになるのかもしれない。豊かな時代に自分を問われることなく育ってきた後継者たちが、どうふんばるのか。成功してきた大産地川上、その底力は今から試されようとしている。

(長野県川上村 赤堀公子 農業)

「夢があつていいわね」
私は、バラの切り花栽培を営んでいる。私には二人の娘がいるが、冒頭の言葉は長女(小学一年生)のPTA関係の懇親会の席で、担任の先生が、私の職業に対しておっしゃつた言葉である。その言葉を言われた時、私は一瞬とまどいを感じた。それとも、日々の忙しさにかまけて夢を持つということ、やめてしまつていた自分に気付かされたからである。

改めて、「夢」という言葉を、辞書で調べてみた。(略) はかない、頼みがないものか。と。夢。空想的な願望。心のまよい。迷夢。将来、実現したい願い。理想。(広辞苑より)

バラの育種家の間では、青いバラを作り出す事が、何百年の間、一つの「夢」として持たれているようである。青いバラという言葉には、不可能という意味がこめられているようだ。二十一世紀を迎え、バイオテクノロジー、遺伝子操作、クローンなど、様々な技術が発達した現在も、まだ育成の途中のようである。

長女の菜月の夢は、「チアリーダーになること」という。地球温暖化などの環境問題、デフレ、リストラ、不景気に象徴される経済問題、以前の日本では考えられなかった凶悪事件の発生など、日々目まぐるしく変化し、先の見えない世の中になつてきている。先の子供達、また、その次の世代も、「夢」を持ち続けられるような社会が続く事が、私の現在の「夢」である。

バラは、基本的に市場に出荷しているが、ハウスに直接みえられたお客様には、直売もしている。「毎日キレイな花に囲まれて幸せですね」。時折このように言われる方がいる。私は、花作りという、「夢」を売る仕事をしている。一人でも多くの方が、幸せになれるようなバラを作りたいと思う。

(山形県寒河江市 水戸部昭夫 バラ栽培)

統計の眼

原料に対する国産志向が強い食品製造業「食品製造業の国産原料比率は低下しているものの、使用原料に対する消費者の国産志向は強い」ことが、食品産業センターのアンケート調査であきらかになった。(財)食品産業センターが発表した「食品製造業の原料調達等に関する調査」によると、食品製造業の原料国産比率を五年前と比べると「増加+大幅増加」から「減少+大幅減少」を差し引いた「増減割合」は、五%となっており、国産原料比率は減少傾向にある。また五年後の増減予想は、六%と減少が増加を上回っており、国産原料比率は今後も低下する見込みとなっている。国産原料の減少要因としては、「価格が高い」が最も多く、「供給力不足」「供給不安定」といった回答が上位を占めている。

一方、国産志向割合は三九%とプラスになっている。全体的にも国産志向があるという結果がでであり、アンケート回答企業の六八%が「国産志向がある」「強くある+ある程度ある」と回答している。国産志向が「強くある」と回答した企業の割合を売上高規模別に見ると、「一〇億円未満」の企業では二五%、「一〇～五〇億円未満」で一九%と規模が小さい企業ほど国産志向が「強くある」と答えている割合が高い。また業種別では、味噌製造業、あん製造業、豆腐・油揚げ製造業等で国産志向

割合が高くなっている。食品製造業は、一般に国産原料に対して品質が良い、安全、安心といった点で評価しているものの、価格が高いことや供給量不足等がネックになっているようである。しかし、価格が高くても国産原料をあえて使用している食品はある。その食品に各業種共通している点は「こだわり」であり、特に産地にこだわったものが多くみられる。食品メーカーは国内の特定産地で収穫される特産物をもとに高品質、高付加価値で差別化を図っている。こうしたこだわり食品の多くは高級品で贈答用が中心であるが、消費者のニーズに応え、国産原料の素材の持ち味を活かした好事例といえよう。(中村)

国産志向(売上高規模別)

(単位: %)

売上高	国産志向割合					計	国産志向割合	回答数
	強くある	ある程度ある	あまりない	ほとんどない	その他			
10億円未満	25	55	14	4	1	100	62	118
10～50億円未満	19	44	21	15	2	100	27	102
50～100億円未満	10	53	23	15	0	100	25	40
100～500億円未満	5	58	19	19	0	100	25	64
500億円以上	5	59	27	5	5	100	32	22
計	16	52	19	11	1	100	39	346

資料: 食品産業センター「食品製造業の原料調達等に関する調査」
 (注) 国産志向割合 = [(強くある + ある程度ある) - (あまりない + ほとんどない)] / 回答数 × 100

割合が高くなっている。食品製造業は、一般に国産原料に対して品質が良い、安全、安心といった点で評価しているものの、価格が高いことや供給量不足等がネックになっているようである。しかし、価格が高くても国産原料をあえて使用している食品はある。その食品に各業種共通している点は「こだわり」であり、特に産地にこだわったものが多くみられる。食品メーカーは国内の特定産地で収穫される特産物をもとに高品質、高付加価値で差別化を図っている。こうしたこだわり食品の多くは高級品で贈答用が中心であるが、消費者のニーズに応え、国産原料の素材の持ち味を活かした好事例といえよう。(中村)